

2014年度離島対策等支援事業 活動計画（案）

1. 離島対策支援事業

1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 19 市町村について、計画の精度向上又は事業の活用促進を支援する。

- ・2014 年度保有台数が 101 台以上
- ・2013 年度実績又は 2014 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・2013 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・過去 3 年間平均実績額が 2014 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超

なお、2013 年度に支援を実施したものの改善がみられなかった市町村のうち、2014 年度から保有台数が 100 台以下となった渡名喜村、平均海上輸送単価が 4,000 円未満となった宗像市については、今年度は経過観察とし、一旦支援を保留する。

（別紙 1 参照）

（1）計画の精度向上

5 市町村（竹富町、利尻町、栗国村、宇和島市、羽幌町）については、2014 年度の申請状況を注視し、2015 年度事業計画策定時に情報提供やデータに基づく助言等を実施する。

（2）事業の活用促進

関連事業者の稼働が課題の 3 市町（土庄町、瀬戸内町、笠岡市）については、育成支援を実施する。個別に課題を特定した 7 市町村（与那国町、礼文町、利尻富士町、小値賀町、粟島浦村、唐津市、丸亀市）については、担当者と共に対応策を検討・実施し課題の解消を図る。2013 年度に育成支援を実施した 4 村（南大東村、伊是名村、北大東村、渡嘉敷村）については、当該事業者からの申請状況を注視し課題が解消したことを確認する。

2) 新規離島における事業の早期定着化

離島振興法改正に伴い、新たな事業の対象離島で 2014 年度から事業活用を開始した 4 市町（広島市〔似島〕、小豆島町〔小豆島〕、土庄町〔小豆島、沖之島〕、松山市〔興居島〕）について、事業を早期に定着させるため関係者に対する事業説明等の支援を行うとともに、申請手続き等が円滑に進むよう担当者を支援する。

3) 事業認知度の維持・向上

(1) 事業周知媒体の作成と展開

2013年度に周知効果が確認できた事業周知チラシ・ポスターを準備し、市町村からの要望に応じて配布することで事業認知度の維持・向上に取り組む。

(2) 事業認知度に関する分析

2013年度の事業認知度調査において、事業を認知している住民が5割未満であると回答した34市町村について現状分析を行い、チラシ等による事業周知の継続要否又は個別の認知度向上策を検討のうえ提案する。

(3) 離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い瀬戸内圏において、四国又は本州における一部の本土事業者が事業を認知しないまま、事業を活用せずに使用済自動車等を収集していることがわかった。これまで、住民等島内へ向けた事業周知は実施しているものの、事業の活用が進まないことから、島内に入出入りする離島近郊の本土事業者等への事業周知を実施する。

4) 市町村からの要請対応

2013年度に課題の解消を支援した3市（佐渡市、石垣市、壱岐市）について、以下の対応を実施する。佐渡市については、回復傾向にある申請状況を注視し、課題が解消したことを確認する。石垣市については、使用済自動車等を他廃棄物と混載したコンテナによる輸送単価での申請実績の有無を確認し、課題が解消したことを確認する。壱岐市については、増加傾向にある中古自動車の島外搬出台数を精査し、2015年度事業計画へ反映させる。

2. 不法投棄等対策支援事業

1) 事業活用を検討している自治体への支援

事業活用を検討する1自治体の1事案について進捗状況を確認し、申請手続き等が円滑に進むよう支援する。

2) 問い合わせ対応及び事業計画の策定

自治体からの問い合わせに対応するとともに、2014年度も事業活用見込み調査を実施し、2015年度事業計画を策定する。